

公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

2025年4月1日

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金表（第13条関係）

1)

(税込)

区分	申請戸戸数	審査料金	建築確認との併願	他業務活用※1	変更申請
住宅部分	1戸（戸建住宅を含む）	¥37,000	¥32,000	¥12,000	¥18,000
	2戸～5戸	¥73,000	¥68,000	¥12,000	¥36,000
	6戸～10戸	¥98,000	¥93,000	¥12,000	¥49,000

2)

(税込)

区分	審査料金	建築確認との併願	他業務活用※1	変更申請※2
共同住宅の共用部（300 m <sup>2</sup> 以内）	¥122,000	¥117,000	¥12,000	¥61,000

3)

(税込)

区分	審査料金	建築確認との併願	他業務活用※1	変更申請※2
非住宅建築物（300 m <sup>2</sup> 以内）	¥283,000	¥278,000	¥12,000	¥141,000

○住宅部分を有する建築物の料金算定

- ・「戸建住宅」の申請については、1)の該当料金とする。
- ・「建築物全体」の申請、および「建築物全体」と「戸建住宅」の両方についての申請は
  - ①共同住宅・・・1)の該当料金と2)の料金の合計額とする。
  - ②複合建築物・・・1)の該当料金と2)の料金、及び3)の料金の合計額とする。

○住宅部分を有しない建築物の料金算定

- ・「非住宅建築物」の申請については、3)の料金とする。

※1 他業務活用とは、当機関に新たに申請しようとする業務以外の業務を活用して基準への適合が確認できる場合とする。尚、併願申請の料金の適用は、紙申請の場合は、他業務の申請が行われている又は同時に申請する場合とし、WEB申請の場合は、他業務の受理が行われている場合とする。

※2 計算に係らない申請者情報等の記載内容のみの場合は、¥4,400（税込）とする。

○その他

※3 適合証の再交付を行う場合については、¥2,200（税込）とする。